

柏崎刈羽原子力発電所の透明性の透明性を確保する地域の会

活動のあらまし

<http://www.tiikinokai.jp/>

「地域の会」誕生の背景

- 2002.7～8 地元→プルトニウム計画受け入れに賛否両論
刈羽村長（7月）、柏崎市長（8月）MOX燃料製造の欧州視察
- 2002.8.29 東京電力、不正問題を公表
- 2002.9.12 新潟県・市・村が、プルトニウムの事前了解を撤回
- 2002.12 県・市・村・西山町（当時）が発電所の透明性確保をもって信頼回復を目的に、「地域の会」の設置を提案
（欧州視察時のフランスの例をヒントに、新しいスタイルの再発防止策として検討）

「地域の会」設立に向けて

- 2002.12～2003.2 発電所をめぐる賛成・反対・中立の立場の住民の、情報共有の場をめざした、準備会の開催
- 2003.4 新委員による予備会議の開催（会長、副会長の選出は先送り）

「地域の会」発足

- 2003.5 地域の会発足
- 2004.3 会長・副会長初選出

【地域の会 概要】

- ①委員：柏崎市・刈羽村に在住し、会が認める団体・地域の推薦を受けた 25 名以内の委員で構成。（公財）柏崎原子力広報センター代表理事（柏崎市長）から委嘱され、任期は 2 年。
- ②会の任務：発電所の運転状況及び影響等の確認・監視／事業者等への提言／議論・活動等の住民への情報提供／委員の研修等。
- ③県、市、村、国、事業者はオブザーバー、又は説明者として出席。
- ④会議の種類：定例会（毎月 1 回）・臨時会（必要に応じ開催）・運営委員会（自主企画）

目的

（会則第 1 条より）
柏崎刈羽原子力発電所の透明性を確保する地域の会（以下「会」という。）は、柏崎刈羽原子力発電所立地地域の住民の参画により、発電所の安全性・透明性確保に関する事業者の取り組み、並びに国及び関係自治体の活動状況等を、継続して確認・監視し、提言等を行うことにより、発電所の安全を確保することを目的とします。

- ・発電所そのものの賛否は問わない・権限は持たない・原則公開
- ・資金は新潟県、運営は委員による自主運営

「地域の会」活動内容

- ・ 13回の提言・意見書・要望書提出（2003.12～2012.1）
- ・ 定例会 125回（毎月1回）、運営委員会 132回、臨時会 9回、情報誌「視点」62回発行、県外視察 7回（東海村、六カ所村、福島など。他に柏崎刈羽原子力発電所視察等）

「地域の会」からの提言・意見

1. 平成 15 年 12 月 14 日提出（保安院、東京電力に対して）
「原子炉圧力抑制室内の異物問題に対する意見のまとめ」
2. 平成 16 年 6 月 2 日提出（保安院、東京電力に対して）
「1年間を総括しての提言」
3. 平成 17 年 4 月 12 日提出（保安院、自治体、東京電力に対して）
「2年間を振り返って」
4. 平成 17 年 8 月 26 日提出（原子力委員会に対して）
「原子力政策大綱（案）に対する意見書 検討書」
5. 平成 18 年 2 月 1 日提出（保安院、自治体、東京電力に対して）
「原子力総合防災訓練を視察して」
6. 平成 18 年 3 月 1 日提出（新潟県に対して）
「新潟県国民保護計画（素案）」に対する意見
7. 平成 18 年 6 月 22 日提出（内閣府原子力安全委員会に対して）
「発電用原子炉施設に関する耐震設計指針（案）」及び「原子力安全基準・指針専門部会の見解」に対する意見
8. 平成 18 年 12 月 6 日提出（柏崎市に対して）
「要望書」（原子力の課名復活）
9. 平成 19 年 5 月 9 日提出（経済産業省、東京電力に対して）
「要望書」（検査データ改ざんに係る東電公表を受けて）
10. 平成 20 年 12 月 13 日提出（原子力委員会、原子力安全委員会、経済産業省、原子力安全・保安院、資源エネルギー庁、東京電力、新潟県、柏崎市、刈羽村に対して）
「03年海底活断層再評価の公表を受けての意見書」
11. 平成 22 年 2 月 26 日提出（資源エネルギー庁に対して）
「エネルギー基本計画」について
12. 平成 23 年 3 月 24 日提出（内閣総理大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長、原子力委員会委員長、原子力安全委員会委員長、資源エネルギー庁長官、原子力安全・保安院院長、新潟県知事、柏崎市長、刈羽村長、東京電力取締役社長に対して）
意見書前文及び「意見書」（東北地方太平洋沖地震を受けて）
13. 平成 24 年 1 月 25 日提出（経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（原子力行政）、原子力安全・保安院院長、原子力安全委員会委員長、原子力委員会委員長、資源エネルギー庁長官に対して）
「要望書提出にあたって」及び「原子力発電所の安全・防災対策について」（要望）

※このとき、要望書提出機関に初めて回答を求め、各機関より見解や回答をいただいた。

